

# 日本調剤グループ 倫理行動指針

日本調剤グループ

## 目 次

1. 目的	2
2. 法令・国際的ガイドライン及び社内規程の遵守	2
3. 安心・安全なサービスや製品の提供	2
4. 人権の尊重と働きがいのある職場環境の実現	2
5. 地球環境の保全	2
6. 公正な事業活動と腐敗の防止	3
(1) 医療機関との関係について	
(2) 公務員等との関係について	
(3) 寄付について	
(4) 取引先・購買先との関係について	
(5) 利益相反行為について	
(6) 反社会的勢力との絶縁について	
(7) 適正な情報開示とインサイダー取引の防止について	
(8) 知的財産の保護・技術開発の適正な実施について	
7. 個人情報・機密情報の保持	4
8. 附則	4
(1) 本指針の対象について	
(2) 本指針に反する行動について	
(3) 改廃	
(4) 施行期日	

## 1. 目的

本指針は、日本調剤グループで働くすべての役員・執行役員・従業員（以下「従業員等」という）が、社員一人ひとりの成長と会社の持続的な発展を目指すとともに、患者さまを始めとするステークホルダーから信頼される企業となるため、遵守すべき規範（ルール）を日々の企業活動の中で実践できるよう、定めたものです。

## 2. 法令・ガイドライン及び社内規程の遵守

- ・ 医療法、薬機法、健康保険法、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、著作権法、廃棄物処理法、個人情報保護法、職業安定法、労働者派遣法等の法令のほか、国内のガイドライン、国際的ガイドライン及び社内規程を遵守します。
- ・ それらについての知識を深め、違反行為を未然に防止し、公正で健全な企業活動に努めます。

## 3. 安心・安全なサービスや製品の提供

- ・ 患者さまを始めとするステークホルダーにサービスや製品を提供するあらゆる場面で、安心・安全をすべてに優先することを徹底します。
- ・ 万一、提供したサービスや製品に関する事故やトラブルが発生した場合は、その情報を速やかに伝えるとともに、被害の拡大を最小限にとどめるよう、迅速かつ適切な対応に努めます。また、徹底した原因究明を行い、再発防止に努めます。

## 4. 人権の尊重と働きがいのある職場環境の実現

- ・ 企業活動において、基本的人権を尊重し、人種、肌の色、性別、身体障がい、国籍、言語、宗教、信条・思想、財産、門地その他の地位を理由とした不当な差別を行いません。
- ・ 児童労働・強制労働・奴隷労働・人身売買といった不当な労働慣行を許容しません。
- ・ 個人の多様性、人格を尊重し、差別やハラスメントのない、健康的で安全かつ衛生的な働きがいのある職場環境を保ち、その改善に積極的に取り組みます。

## 5. 地球環境の保全

- ・ 地域の環境保全はもとより、地球環境を守るため、環境への負荷に考慮した事業活動を実践することにより、人と環境に優しいサービスや製品を社会に提供するよう努めます。

## 6. 公正な事業活動と腐敗の防止

- ・ 市場での競争は、調剤サービスや製品の持つ総合的な「競争力」に基づいて行います。
- ・ 独占禁止法や不正競争防止法、景品表示法、下請法等の関係法令を遵守し、市場における公正で自由な競争を制限する行為を行いません。
- ・ 贈収賄に関する法令を遵守し、日本国内外を問わず、贈収賄や横領といったいかなる形の腐敗行為も行いません。また、業務上の見返りを求めた金銭、贈り物、接待その他の経済的利益に関する賄賂、その他の不当又は不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供又は容認しません。

### (1) 医療機関との関係について

- ・ 医療機関とは、各種法令及びガイドラインを遵守し、公正で透明な関係を保ちます。

### (2) 公務員等との関係について

- ・ 国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程を尊重し、その範囲を超えた行為を行いません。
- ・ 外国政府や公的立場にある相手についても、不正競争防止法及び相手国の関係法令を尊重し、その範囲を超えた行為を行いません。

### (3) 寄付について

- ・ 団体や法人等への寄付にあたっては、社会的貢献活動の一環として、その必要性・妥当性を充分考慮して行います。
- ・ 関連するガイドラインを遵守し、寄付をする場合にはルールに従い適正に開示し、透明性を確保します。

### (4) 取引先・購買先との関係について

- ・ 取引先や購買先に対して、優越的な地位を濫用したり、利益や便宜の供与を要求しません。
- ・ 取引先への接待・贈答、取引先からの接待・贈答は、社会的常識及び商習慣の範囲を超えて行いません。

### (5) 利益相反行為について

- ・ 従業員等は、利益相反行為（会社の従業員等としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる行為）を行いません。

### (6) 反社会的勢力との絶縁について

- ・ 社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、あらゆる団体・個人との関わりを一切持ちません。

### (7) 適正な情報開示とインサイダー取引の防止について

- ・ 適切な情報開示を行い、株主・投資家との建設的な対話に努めます。
- ・ 証券市場のルールを守り、会社や取引先等に関する重要な未公開情報を知りながらその株式等の売買を行う等、法令に違反する内部者取引（インサイダー取引）を行いません。

### (8) 知的財産の保護・技術開発の適正な実施について

- ・ 他者の知的財産権を不当に侵害するような事業活動を行いません。
- ・ 技術開発業務の遂行にあたっては、科学的厳正さ・信頼性を確保するとともに、患者さまの個人情報などの保護、生命倫理及び動物愛護などについての社会規範の遵守に努めます。

## 7. 個人情報・機密情報の保持

- ・ 当社で取り扱うすべての個人情報及び機密情報は、関係法規及び社内規程を遵守し、業務遂行のためにのみ使用し、離職後も含めて第三者に漏洩・開示しません。

## 8. 附則

### (1) 本指針の対象について

- ・ 本指針に基づいて、自分自身が行動するだけでなく、全従業員等が本指針を遵守するように、互いに啓発し合い、本指針の定着に努めます。
- ・ 本指針については、取引先等にも理解・遵守いただくよう努めます。

### (2) 本指針に反する行動について

- ・ 本指針に抵触するおそれがある事態を知ったときは、直ちに上司や関係者に報告して、会社としての問題解決と原因究明・再発防止に努めます。不正な目的なく報告した個人に対し、報告したことを理由としたいかなる不利益な取扱いを禁止します。
- ・ 従業員等が本指針に違反した場合は、就業規則等に定める懲戒処分の対象となる場合があります。

### (3) 改廃

- ・ 本指針の改廃は、日本調剤株式会社の取締役会で行います。

### (4) 施行期日

- ・ 本指針は、2023年1月1日より施行します。
- ・ 本指針は、2024年1月1日より改正の上施行します。